

小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

加入できる方

- ・常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業・商業では5人以下)の個人事業主、共同経営者及び会社の役員
 - ・事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
 - ・常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- ただし、常時使用する従業員には、家族や臨時従業員は含まれません。又、加入後に従業員が増えても共済契約は継続できます。

毎月の掛金

- ・毎月の掛金は、1,000円～70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。半年払いや年払いもできますし、必要に応じて、掛金は増額・減額ができます。
- ・掛金は全額所得控除となります。また、共済金は退職所得扱い(一括受取り)又は公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)となり税制面で大きなメリットがあります。

共済事由及び基本共済金等(一括受取り)の額

共済事由		A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の廃止(個人事業主、共同経営者の死亡を含む) ●会社等の解散 ※組織変更により会社を解散した場合を除きます。など 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ●会社等役員の死亡 ●老齢給付(65才以上で15年以上掛金を納付した方は請求することにより受給できます。) なお、老齢給付として受け取らずに共済契約を継続することもできます 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く) ●法人成りし、その会社の役員に就任しなかった。など 	<ul style="list-style-type: none"> ●任意解約。 ●掛金を12か月以上滞納したとき ●個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき (なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります)など
掛金月額 10,000 円の場合の例					
掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B	準共済金	解約手当金
5年	600,000 円	621,400 円	614,600 円	600,000 円	●掛金納付月数に応じて掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240か月(20年)未満での受給額は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円	1,200,000 円	
15年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円	1,800,000 円	
20年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円	2,419,500 円	
30年	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円	3,832,740 円	

- * 共済金 A・Bは、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は、掛け捨てとなります)
- * 準共済金、解約手当金は、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。(12か月未満は掛け捨てとなります)
- * 共済金額は、掛金月額と納付月数に応じて算定される基本共済金と毎事業年度の運用収入等に応じて定められる付加共済金とを合算したものが受け取る共済金額です。(本表は基本共済金のみで、付加共済金は含んでおりません。)
- * 共済金 A・B、準共済金の額は、源泉徴収前の共済金等の金額です。
- * 共済金等の額は、経済情勢や金利水準の大きな変動により、変更されることもあります。

加入手続

まず、資料ご請求申込書(P32)を記入し、センターにFAXしてください。センターより、契約申込書、パンフレットなど送ります。

契約申込書にご記入し、お取引の金融機関で預金口座の確認を受けた後、センターにご提出ください。

加入後は、口座振替で掛金を納付していただきますが、加入申し込み時は口座振替のほか、現金で納付することもできます。受付が済むと後日「小規模企業共済手帳」が送られてきます。